

## 第1回（仮称）観光振興税に係る懇談会 議事録

日 時 令和元年（2019年）12月25日（水）10:00～12:00

場 所 かでの2・7 710会議室

出席者 別紙「出席者名簿」のとおり

内 容

### 1 開会

（事務局）

ただいまから第1回（仮称）観光振興税に係る懇談会を開催させて頂きたいと存じます。開会に当たりまして、観光振興監の三瓶よりご挨拶を申し上げます。

### 2 あいさつ

（三瓶観光振興監）

本日は、年末のご多忙の中、この懇談会に参加して頂きまして誠にありがとうございます。また、日頃から観光行政のみならず、道政の推進につきまして多大なご理解とご協力を頂いていることに対しまして、重ねて感謝を申し上げたいと思います。

さて、道では、観光産業を今後の本道を支える重要な産業として位置付けてございまして、今後急激な人口減少社会を迎える中で、観光を振興することにつきましては、本道経済の持続的な発展のためにも欠かせないものと認識してございます。

しかしながら、道民の方々をはじめ、道外や海外から本道を訪れられるの方々にとって、更に魅力のある観光地づくりが必要であると考えてございます。

このため、道といたしましては、安全安心で快適な旅行環境や満足度の高い観光地づくりなどに向けまして、安定的な財源確保が必要と考えてございまして、その財源確保策として、現在、新税の導入について検討をしているところでございます。

本日は、今後道といたしまして、仮称ではございますが、観光振興税の考え方を取りまとめいくに当たりまして、課税対象をはじめ、税の使い道や税額、課税免除などに関しまして、様々なお立場の方々からのご意見を伺う機会を設けさせて頂きました。

限られた時間ではございますが、ぜひ忌憚のないご意見を賜りたく考えてございますので、何卒、本日はよろしく願いいたします。

### 3 委員紹介

<省略>

### 4 座長指名

（事務局）

続きまして、次第4の座長指名でございまして、お手元でございます本懇談会の開催要領によりまして、座長は観光振興監が指名することといたしております。

本件につきましては、予め石井委員にご相談を申し上げ、内諾を頂いておりますことから、本懇談会の座長にご指名をさせて頂きたいと存じます。よろしいでしょうか。

<異議無しの声>

(事務局)

ご了承頂いたということで、石井座長、どうぞよろしく願いいたします。

## 5 議事

### (1) これまでの経過について

(石井座長)

それでは早速、進めてまいりたいと思います。はじめに、議題の(1)でございます。これまでの経過についてということですが、最初に事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

【これまでの経過について、参考資料 1、別添資料 1 及び別添資料 2 に基づいて説明】

(石井座長)

ありがとうございます。今のご説明に対してご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

これまでの議論を踏まえてこれからの議論をするということの前提のお話でございますので、特にご質問なければ、以降の議事でも必要に応じて何か出して頂ければと思います。

### (2) 課税対象について

(石井座長)

それでは、次に進ませて頂きます。議題(2)になります。課税対象ということでございますけれども、これにつきましても、事務局から最初にご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

【課税対象について、別添資料 1 及び別添資料 2 に基づいて説明】

(石井座長)

どうもありがとうございます。早速、具体的なテーマということで、ご説明を頂きました。ご質問ご意見等ございましたらお受けしたいと思います。如何でしょうか。

(馬場委員)

北海道が年々予算額を増やしながらか観光振興に力を入れて頂いていることに、観光地を有する自治体としても大変心強く思っているところでございます。同時に、財源が思うように捻出できない苦しさは我々も全く同じであり、北海道が独自の自主財源確保を図ろうということは、大変よく理解できるところでございます。

斜里町でも、観光振興財源の確保が近年の課題であり、入湯税超過課税や宿泊税新税の検討を進めて参りました。先日の 12 月定例議会でも宿泊税の導入を対外的に表明し、急ピッチで条例議決と施行を目指していくことを公言しているところでございます。

そのような中、課税対象については、道は宿泊課税を検討していますが、北海道とし

て、この観光のための財源を何に使うかということを考えたときに、私は、ブランディングも含めて、北海道にお客様に来て頂くための施策を北海道に行って欲しいと考えています。

そういった役割を考えるならば、入域課税の方がより妥当ではないかという考えがあるということだけ、お話をさせて頂きたいと思います。

(石井座長)

ありがとうございます。性格によって考え方を変えてもよいというご意見と受け止めてもよろしいでしょうか。

(馬場委員)

今後議論になる、北海道が観光振興税を何に使うか、そこに最終的にはかかってくると思います。後は、そのための手段をどうするかということだと思います。

(石井座長)

ありがとうございます。他には如何ですか。

(西海委員)

課税の対象となる行為（別添1の4ページの(3)）について、確認をさせて頂きたいと思います。

私は、宿泊課税に関連して、各都府県で宿泊に特化した宿泊課税で徴収されていることは承知しておりますが、これに関しまして私は、ドライブイン或いは売店などの物販業者からも徴収できる方法を検討できないものかと考える一人です。

資料の中では、飲食行為などは日常生活者の行為との区別が困難であると位置付けられています。また、観光事業者が行う事業についても、日常消費に係る収益との区別が困難なことから妥当性に欠けるとの考えが示されていますので、宿泊も全てが観光、ビジネスのみならず、日常生活の延長線上にあるという考え方からすると、宿泊課税に同じ考えが当てはまるのでないかと考えるわけです。

このことについては、どのように考えておられるかを伺いたいと思います。

(石井座長)

今のご質問、お願いします。

(事務局)

観光審議会における課税行為に関する検討の中では、観光振興の目的で税の導入を目指しており、課税客体を検討するに当たり、ドライブインで食事をする或いはお土産品を買うという行為が、観光客によるものなのか日常の生活の中で起きていることなのかの区別が難しいこと、もう一つ、徴収のコストを考えますと、課税客体の数が余りにも多くなるというところから妥当性に欠けるという経緯がございました。

宿泊行為について、観光目的ではないものもあるということは、我々も十分理解しているところでございますけども、先ほどの資料の説明の中でも申し上げましたが、観光目的の方の比率が高い宿泊行為に対してということが、我々としては妥当性があるのではないかと、これまで整理をしてきたという経過でございます。

(石井座長)

最初の議題(1)で、これまでの経過ということでご説明がありましたけれども、観光審議会での議論というのは、今のご説明を踏まえてのことかと思っておりますので、もちろん課税対象について、改めてこの場で議論することはもちろんそうですけれども、これまでの議論も踏まえて頂いた上での議論になるかと思っております。

もちろん、西海委員が仰ったことも意見として尊重する必要があると思っておりますが、課税対象としての妥当性で申しますと、入域課税は技術的な難しさも含めて、妥当性はやはり低いように私自身は受け止めております。

いずれにしても、これは、これからこの場で議論することでございます。他にご意見はございますでしょうか。

(浜野委員)

線引きの問題として、なかなか難しいということはよく理解をするのですが、西海委員が仰ったのは、例えば、今、韓国のお客様が少なくなっている中で、そのことがことさら取り上げられて、道内の小売りに関する一定の地域、一定の業者の業績が芳しくないということが、ある意味社会問題になるじゃないですか。

例えば、薬を扱っているところとか、札幌のある地域とか。そういうところと我々旅館業界全体と比較すると、観光税の対象としては同じなのではないかという感覚を我々業界としては持っているということです。

コンビニというところまで一緒にしていくと、これは違うのかなという印象になるのですけれども、例えば百貨店業界についても、インバウンド景気で恩恵があるのではないかと、そういった業界が対象から外れていくということに違和感があるというのが、旅館業界全体の感覚なのではないかと思っております。

(石井座長)

基本的には、税金は上乘せ課税ですから、少なくとも旅館業の収益から払わせるという考え方ではなく、課税方法により、ある業界の受け取りが減るということではありません。要するに、利益を上げているかどうかは議論としてはあまり問題ではなく、むしろ、観光客として来られた方にどう焦点を当てて課税するか。各観光事業者は、ある種、結果的には受益者になるという構造でございますから、そこはそういう組み立てを前提に議論して頂く必要があるのではないかと私は思います。

(事務局)

受益と負担の関係ですが、宿泊の場合、観光客ではない方もいらっしゃるわけですが、受益と負担の関係が宿泊の方がより明確で、物販の場合ですと、どうしても受益と負担の関係が弱くなる、割合が低くなる。そういう観点から、今、石井座長が仰ったような議論が観光審議会でも行われて、課税対象はお示ししたような形で整理しているところでございます。

(水野委員)

税の立場で二つ申し上げさせて頂きますと、税ということから、課税客体の把握ということは最も重要と考えておりまして、入域課税を導入したときに、クルーズ船などの

観光客を正確に把握できるのかというところが心配ということが一つ目にあります。

二つ目ですが、先ほど入域課税か宿泊課税かという話がありましたが、やはり分かり易さというか、簡素であることが最も大事だと考えておりました、道は入域課税、市町村は宿泊課税ということだと、観光客には分かりづらくなるのではないかという懸念を持ちました。

(石井座長)

ありがとうございます。他には如何でしょうか。

(宮崎委員)

先ほどの事務局のご説明で、道としては、入域課税よりも宿泊課税の方が道民の理解が得られ易いと判断されたということですが、私の感覚では、そうなのかなという疑問を覚えます。

道では、道民の世論調査まではいかなくとも、反応など具体的にお聞きになったことはあるでしょうか。まだ無いのであれば、これからそういったことをする予定はあるのでしょうか。

私は、道民の方にいろいろとお聞きしたのですけれども、宿泊課税に対する抵抗というか、入域課税が良いとか、いろいろなご意見が聞かれまして、私が伺った方は、二、三十人ですので、世論としてどんな割合なのかということまでは掴めていないわけですが、多くの方から宿泊課税に対する抵抗感といったものも感じられるようなご意見がありました。

私は、入域課税と宿泊課税のどちらが良いと断言するつもりはないのですけれども、道は宿泊課税の方にかなり向かっているわけですが、前段階として、慎重にチェックをするということも行われたのでしょうか。

(事務局)

入域課税と宿泊課税という点で、前回の答申の時もそうでしたが、いろいろと詳細に検討していく中で、入域行為について北海道に来るときに航空運賃に上乗せするというような方法で徴収することになると思いますが、実際に主要路線で見たときに、約25%が観光客で、それ以外の方は観光以外の目的で北海道に来られます。例えば、自分の子供が東京に行っていて、北海道に帰省するときに徴収されるということです。

(石井座長)

今のご質問は、道民の意向を調べる予定はあるのかということかと思えます。

(事務局)

世論調査的なものは行っておりません。道民の理解を得る方法が調査ということが良いのかどうかということですが、道民の理解を得ることは尽くしていかないといけないと思っております。その手法については、まだ考えは持ち合わせていない状況でございます。

(石井座長)

こういう議論を集約化していく過程では、何らかの形では、道民の意向の確認に関す

ることも考える必要があるということでしょうか。

(事務局)

アンケートをどのように行うのが非常に難しいと考えております。道民の方でも航空機を頻繁に使う方、それから学生など道外にいらっしゃる北海道出身の方、全く航空機を利用しないで観光地を周遊される方で、アンケートの結果に偏りが出てくるものですから、その補正のかけ方などが難しく、アンケート調査を行っても有意な結果が出てくるかどうか疑問に感じているところでございます。

(石井座長)

むしろ関係者を集めて懇談会を作り、そこで議論を尽くすということをまず行う。もとの懇談会の設置はそういう経過だったと思うのですけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

状況に応じて、議論が紛糾して、道民の意向をどう把握するかというような議論が生じた時に考える必要が出てくる可能性があります。宮崎委員のご質問に対しては、今のところ予定は無いというご発言かと思えます。

できるだけ広く意見を集めるということについては、当然そういう努力をしなくてはならないと思うわけですが、ここはいろいろな立場の方がおられますので、できるだけ議論を尽くすことができればと思います。

(遠藤委員)

資料の中でポテンシャル、それから観光満足度のことも書かれているのですが、やはり未来の北海道の観光をどう作っていくかということに向けて、個人的な意見となりますが、早く財源を確保していくことは有効と考えます。

財源のあり方については、もちろん慎重な議論が必要なのですけれども、例えばスキー場の国際状況について、これから中国で冬季オリンピックが行われることもあり、観光庁のある資料によりますと、日本よりも中国のスキー場の数が上回っている記憶があります。そうした中で、現在は、スキーを目的に北海道にはアジアの方が数多く来ていますが、これが今後も続くのかどうかは不透明ではないでしょうか。

観光のポテンシャルを引き上げ、満足度の低いところを改善していくなど、我々が10年後の姿を考え、攻めに転じていくために、この財源を充てて頂くようなことも是非ご検討頂ければと思います。今日の税のあり方の議論からは少し外れておりますが、将来へ向けて何か手を打っていかねばならないという観点からの意見でございます。

(石井座長)

ありがとうございます。今の遠藤委員のご意見は、次の話に近い内容でございますので、議論を次に進めまして、引き続き意見交換をすることにさせていただきます。

### (3) 税の使い道について

(石井座長)

議事3の税の使い道について、ご説明をお願いします。

(事務局)

【税の使い道について、参考資料2に基づき説明】

(石井座長)

参考資料2では、安全安心な観光地づくりから、項目を五つぐらいに整理して、例示の割には随分多いですけども、いろいろな項目を挙げて頂いているということで、今時点で想定するものを説明頂いているかと思えます。

使い道というと、一つの部分の議論になるような印象があるかもしれませんが、何に使うかということが目的そのものでございますので、ここがクリアに示せない新しい税を導入するコンセンサスを得るのは難しいということになると思えます。

その意味では、非常に重要な論点ということで、どう使うかということがあって、どこからどの程度、徴収するかという議論になってくるかと思えます。その点を踏まえて、さらに意見交換を続けたいと思えます。ご意見ございましたらお願いいたします。

(矢島委員)

使い道の中に、いわゆるオーバーツーリズム対策に関するものが盛り込まれていないと思えます。これは、これからとても大事な課題になると思えます。オーバーツーリズムというと、今は交通機関の混雑とか、ごみの投げ捨てですとか、そういうことが注目されておりますけれども、さらに大事なことは、恐らく観光産業は膨大な温室効果ガスを排出しているということだと思えます。

どのくらい排出されているのかという試算値があるかどうか分かりませんが、観光客が増えれば当然二酸化炭素の排出が増えていく。その増えた分をどうやって相殺するかということが、これからの地球環境問題を考えたときの大きなテーマだと思えます。

世界的には、例えば飛行機で旅行することを自粛するとか、そういった過激な取り組みも始まっておりますけれども、いわゆる持続可能な観光ということ視野に入れた上での使い道を是非盛り込んで頂きたいと思えます。

(石井座長)

ありがとうございます。今のご意見、非常に重要な論点だと思えます。具体的に用途のイメージをお持ちでしたら、ご説明を頂ければと思えます。

(矢島委員)

とても難しいのですが、思いつく範囲で言いますと、例えばホテル業界で、連泊するお客様のベットメイキングをしないというようなことを行っているホテルもあります。これは環境に配慮した非常に良い取り組みだと思えますが、例えば、そのようなことをもっと推進することに税を活用するとか、そういうことを考えられないのかと思えます。

満足度を高めるということの中に、これからは環境に配慮していること自体が顧客の満足になるという視点で、是非取り組んで頂きたいと思えます。

(石井座長)

二酸化炭素の排出でしたら、交通をどうするかということにも繋がりますし、使い方にもフィットするものもあろうかと思えます。ご意見ありがとうございます。

(山脇委員)

使う目的があって課税対象がはっきりしてくると思いますので、先ほどの課税対象のお話若干戻ってしまうのですが、入域課税の場合は、北海道に入ってくる航空便を使われるお客様に対して課税することになります。海外国内に関わらず。

その場合、北海道発着で国内や海外に旅行される方は、それぞれ道外または海外で観光消費をされます。そのお客様に対して課税するという事は、今の目的には合致しないのではないかと考えます。

例えば、私どもは台湾の航空会社ですが、北海道から台湾旅行をされたお客様に対しても、その帰国便に対して課税されてくるということになりますと、台湾で旅行されているのに、なぜ北海道の観光振興のための税金を徴収されなくてはならないのかと、また国内で言えば、ディズニーランドで遊んでくるお客様が、なぜ北海道の観光振興のための税金を課税されなくてはいけないのかということになってきますので、道外で観光消費をされるお客様の航空料金に上乗せして課税するというのは難しいと思います。

北海道の観光振興のために使う税金であれば、そのような課税対象外になってくるお客様も出てくるのではないかと考えております。特に海外の場合、今年から出国税が課税されるようになりまして、出国税を払いつつ観光振興税も払うということで、何重にも課税対象になってくるという危惧は抱いております。

(石井座長)

ありがとうございます。最初のご説明で、入域課税でも宿泊課税でも、本来の課税対象からいうと外れるべき方はいるということがあり、そこは完全に合わせることは技術的に困難だという前提の中で、当然、交通の方が道民の流動も大きいので、観光目的ではない人の比率がマクロとしては高いというご説明でした。そこは、できるだけ合理的に考えた方がよいとのご意見とお聞きしました。

(水野委員)

使い道ですが、3点ありまして、一つ目はそもそも論ですが、やはり税であり、皆さんの痛みを伴って徴収するわけですから、決算と用途は明確にして透明性を高めて頂きたいというのが一つ目です。

二つ目ですが、宿泊課税にするのか入域課税にするのかが確定していない段階ですが、道民の宿泊が39%とありまして、他の都府県での宿泊課税では、住民以外に課税することが多いと思いますが、北海道の場合は、道民自身が課税の痛みを伴うという特徴を持っていると思いますので、使い道を考えるに当たりまして、道内の観光客とか、道内の宿泊客を意識した使い道をして頂きたい。

参考資料2を見ますと、どちらかという海外の方に焦点が当たっている印象を持ちますので、道内の方の痛みを伴うのであれば、道内の方にも恩恵のある取り組みを行って頂きたいことが二つ目です。

三つ目、最後ですが、先ほど矢島委員が仰って私も感銘を受けたのですが、いわゆる外部不経済への対応というのは、恐らく行政にしかできないことだと思いますので、行政がきちんとバランスを取っていくことは、とても大事であると感じました。



(石井座長)

ありがとうございます。

(宮崎委員)

今の水野委員からの道民の負担が生じるという点は、十分注意していく必要があるのではないかと我々も強く思っております。道が税を導入するに当たって、宿泊課税ということで、本日の資料にもありますけれども、東京都、大阪府、福岡県、京都市等を参考にしておりますが、それらの都府県での宿泊課税の納税者は、それぞれの地域の住民ではなくて、海外からのお客様、或いは他の都道府県からのお客様が主たる課税者であるわけです。

それが、北海道の場合はご存知のように、宿泊数でいうと39%、それから観光客でいうと、外国人観光客が3百万人、日本人の道外から観光客が5、6百万なのに対して、4千6百万人は道民となっています。

従って、他の都道府県の宿泊課税にはない負担が生じるということに対する道民の理解を得る必要があると思っておりますので、この点について事前に宿泊課税というのは、道民に負担が発生することを、東京都や京都市とは違いますということを知らせた上で、納得を得て進めるということが必要と思っております。後になって、北海道の宿泊課税では、道民からも徴収するのかというようなことが無いようにしていくことが重要と思っております。

それから宿泊課税の場合、どうしても不公平感が生じると思っております。平たく言いますと徴収漏れです。登録している旅館やホテルでは、ほぼ問題はないと思っておりますけれども、皆さんご存知の住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が昨年6月から施行されておりますけれども、登録された事業者の方はまだ良いかもしれませんが、登録を行っていない民泊事業者が全国的にも数多く存在しております。札幌にも沢山あるかと思っております。

中国などでは、そういった未登録の民泊を紹介する予約サイトもあり、多数利用されています。そのようなところからの納税は期待できませんので、取り漏れが生じるであろう考えます。

それから、登録している民泊についても、180日制限のチェック機能がないために、180日以上宿泊を受け入れている事例があると推測されております。こういった不公平に、どう対応していくのかということを考えて頂きたいと思っております。

それともう一つ、北海道の宿泊課税の場合、長期滞在者に対する配慮が必要ではないかと思っております。ご存知のように、ニセコや倶知安、富良野にスキーで訪れる外国人の方は2週間程度の滞在が当たり前、中には、3週間、それ以上という方もいらっしゃいます。そうしますと、例えば税額を一泊500円とした場合には、一泊の方に500円課税、10泊の方には、10倍の5,000円を課税するのか。本来そういう長期滞在者は、我々観光産業にとりまして道にとっても大変ありがたい、消費を多くされる方ですが、そういう方に過重の負担が生じるということ、特にリゾートで過ごす宿泊者が数多くいる北海道の場合には、東京都や大阪府などと違って考慮する必要もあるのではないかと感じた次第です。

(石井座長)

ありがとうございます。長期滞在者への配慮についてどうするかということは、考える必要があると思っております。

不公平感の話は、仰っているところがあれば問題があることは事実なのですけれども、

これは制度をきちんと運用して頂くという話になる部分でございますので、この懇談会の議論の外側の話にはなりませんけれども、観光局としては、当然のこととしてきちんと対処して頂いて、基本は民泊も含むことをご説明があったかと思えます。

道民の負担の問題は、確かに仰るとおり比率の問題でいうと、他とは違う部分があるのは事実かと思えますけれども、もともと道民の観光の構造と申しますか、面積が広いという中で、道内旅行のウェイトが高いということがあって、道外に相対的に行かない構造というのはあります。

税の目的からいうと、まさに観光振興ということで、その目的からは外れない、観光で来られている道民が多いという側面もあるので、周知なり、きちんと理解を得るということはその通りかと思えますが、少なくとも観光で宿泊される道民が多いという意味でいうと、課税対象としての問題点はそれほど大きくはないという印象がありますが、いずれにしても、そこのところはきちんと議論を進めて頂く必要があると思えます。数字的なことも含めて少し整理をして頂ければと思えます。

(木下委員)

用途を決めるに当たっては、私どもとしては広域性、公益性、公平性、納得性、継続性という観点から、線引きの基準が必要だと考えておまして、併せて、そこに何を優先すべきかということも決めていくべきではないかと考えています。そのために、観光客の動態調査というか、満足度調査や経済波及調査のような定型的な調査を毎年実施して頂いて、観光客のニーズを把握した上で、用途を検討すべきではないかと考えています。

まず、広域性、公益性、公平性、納得性という観点では、どこまでを観光の範囲に考えるべきかということと、住民の方が日常生活で使うものまで対象にするのかということと、観光の側面はあるとしても環境保全の目的の事業にまで観光振興税を使っていくものなのか、民間で整備すべきものまで対象にするべきなのかというところの線引きも重要な視点ではないかと思っております。

また、継続性という観点から申しますと、これまで寄せられた意見の中にも、観光案内スタッフの研修機会の確保や、多言語コールセンターの設置とかアプリの開発というような整備に関することが載っていますが、それだけでは十分と思っておりませんので、例えば、それを運営するための人件費ですとか、システムの運用経費などにも使えるような枠組みを考えて頂きたいと考えております。

(石井座長)

ありがとうございます。いくつか言葉をあげて頂きましたが、やはり道が行うという意味で、公益性という視点は特に重要な論点と思えます。また、継続性についても重要な論点かと思えます。

私は、使い道の話は、今のご意見だと動態調査などでニーズを踏まえながらどんどん変えていくべきだというご意見だったかと思えますけれども、フレームは逆にもう少し絞った方が良いのではないかという意見を持っています。全部固定化するというのは、もちろん問題があるとは思いますが、やはり新しい税を導入する時に、何でも使えますというのは、税の目的を明確にできなくなる要素がございますので、そこは議論として詰めさせて頂ければと思っております。

少しだけ自分の意見を申し上げますが、ここに五つ意見があがっていますけれども、

今の北海道の観光にとって特に隘路があるとすれば、交通と人にあると思っております。

特に人に関して言うと、観光産業がある種、きちんと人を処遇する産業に変わっていくということは、北海道の経済を底上げするためにも非常に重要なことですし、逆にいうと、人手不足というのは、そのような環境がなかなか整わないから非常に問題があるというようなことかと考えています。

スキルを持った人を育てるといふところにお金を使って、供給面から北海道の観光人材を作っていくことは、一つの柱になり得るし、交通についても、道内の拠点までの交通は良いのですけれども、そこから観光地にスムーズに公共交通を使って、二酸化炭素もできるだけ削減するような体系というのはないので、未来を変えるというようなメッセージを出して頂けるような使い道というものを、もちろん少し幅は作って頂く必要はあると思いますけれども、当面の10年ぐらい重点的にどうするかという議論は、この場でも行って具体的に打ち出していくことで、導入することの理解を得ていくことは必要かと思っておりますので、是非そういったご意見を頂ければと思います。

(馬場委員)

石井座長からは、何でも使えるとすると目的が曖昧になってしまうというお話がありましたし、宮崎委員からは、道民の納得感が非常に重要というお話がありました。私も資料にあります、これまで寄せられた意見を見る限りにおいては、何でもありの世界になっているように感じます。これは北海道と市町村どちらがやるべきことなのかということをもう少し明確にしていけないと駄目なのだろうと思います。

私も、町民の納得感を得るためには、観光という産業に力を注ぐことが、町全体にとってプラスなんだということをはっきりと見えるよう言えるのが一番良いのですが、それは難しいことではありますけれども、そこに向けての努力がとても大事だと考えます。私どもの世界遺産では、自然の価値を維持することと、そこで良質な体験を提供して、町の経済がしっかりと成り立つということがIUCN、国際自然保護連合の勧告であるわけです。まさにそういう意味でも、しっかりと人がそこで生きていけるということを作る、そこに皆さんが関与できるということをお願いしていきたいと考えています。

今回、宿泊課税などの観光振興の財源確保に腐心しているのは、私どもの町は自然で生かされている町で、農業、漁業、そして観光です。今まではなかなか一体となった取り組みができていませんでしたが、この5年間、観光のブランディングの取り組みを行うことによって、漁業者も農業者も自分たちの生産活動を誇りに思えるように、そして観光に来られた方にしっかりと伝えることによって自分たちの産業にプラスになると、そういうふうに変わりつつある。ここだからこそDMO的なこともやれるんだらうということで、この7月から準備を始めているところです。

そうした中、財源がどうしても必要ということで、宿泊課税について様々な検討をしているわけですが、使途としては、北海道には北海道しかできないことをやって欲しいと思います。極端ではありますけれども、少しだけ話をさせて頂けましたらと思いますが、旅の目的地となる北海道となるよう、未来を見据えた観光戦略を広域DMOである観光振興機構と連携して、改めて描いて欲しいということ。そして、そこには当然マーケティングが必要だと思います。

それと、北海道としてのブランディングができているとはなかなか思えません。そういった意味で、これまでの蓄積も大事にしながら、新たに北海道と言えこれだというものを組み立てていく必要があるのだらうと思います。それが道と観光振興機構の役割

ではないかと思えます。そして、北海道にはそれに基づいたプロモーションをやって頂きたいし、国やJ N T Oと連携して、海外へのアプローチを行って頂きたい。それが北海道全体に来てもらうため必要なことかと思えます。

そして、交通のお話がありましたけれども、交通がやはり弱いことが、北海道が広いだけに課題であります。その域内に二次交通や広域的な移動を可能とする交通体系をしっかりとサポートすることが大事だと思っておりますし、振興局の枠を超えたそうしたエリアでの移動が可能となるような交通体系をやっている、ひがし北海道DMOもありますけれども、そういうものへの支援を是非行って頂きたいと思えます。

振興局単位の戦略を立てるというお話もありましたが、振興局は14もあるわけですから、その単位でやってどうなのかという印象が実はあります。それよりももう少し広い範囲で、北海道としてのマーケティングをやって頂きたいなと思っております。

担当から聞いている中では、今日もたくさん自治体の皆さんが来られています。私も斜里町以上に進んでいるという自治体もあるとお聞きしており、そういうところでは自分たちが行っていることに誇りを感じているとの話を聞いております。そういった自治体と北海道とが本当に役割分担をしっかりとしながら、それぞれやるべきことをやっていくことがとても大事だと思えます。

そういった意味でも、この中で、本当に北海道がやるべきことは何なのか、そういうやるべきことと必要額の査定をしながら、そして、何をどう分担するのかという意見交換や調整をする時間が必ず必要ではないかと思えます。そうしなければ、常にぎくしゃくしてしまうと思えますので、その点を是非よろしく願います。

(石井座長)

実際にどれぐらいの税額になるかということが、この後に出てきますけれども、そういうことを踏まえると、絞り込んでいかないと効果を上げられないということがありますから、当然市町村とも役割分担を明確にする必要がございますし、交通の話も広域的な、ひがし北海道が先進的にやっておられますけれども、振興局という単位ではなく、もっと広いエリアの目線で見えていかないとなかなか難しい、当然そういう話をしながら進めさせて頂くことになろうかと思っております。

オブザーバーで多くの自治体が来られていますので、ご発言をご希望の方はもちろん話を頂きたいのですけれども、せっかくの機会でございますので、先行的に議論されている札幌市の和田さんにご発言をお願いできればと思えます。

(和田オブザーバー)

札幌市の観光・M I C E 推進課長の和田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。オブザーバーの立場で恐縮ですが、札幌市も観光目的税を検討しております。現在の状況をお知らせいたしますと、観光事業者の方々ですとか、外部の有識者の方々を含めた、調査検討会議を今年の9月から開催しております。先般、12月20日に第4回目を開いて、ようやく答申という形ができ上がりました。明日、市長に対して答申を頂くことになっております。

その中身ですけれども、札幌市のスタンスは答申を頂いてから決定ということですので、あくまでも検討会議でのご議論ということで、今論点に出ていることを中心にご紹介させて頂きたいと思えます。

まず一つは、先ほども少し出ておりましたけれども、役割分担の話が出ておりました。

観光振興は地域によって課題が異なるということがございますので、原則として、地域のことをよく分かっている基礎自治体がやるべきであるというご意見がありました。その上で、二重行政とならないために、広域自治体としての北海道との役割分担を行って欲しいということ。

或いは受益と負担の観点ということを考えますと、その地域にいらっしゃった方々に利益があるように、納めた税が訪れた地域に還元されるようにとのご意見もございました。

それから後ほどの議論になると思いますが、課税額について、市町村と北海道がそれぞれ設定するとなると、ある意味二つのものが重なるということで、そういった場合には他の自治体の先行事例を参考に、過重な負担とならないようにとのご意見がございました。

あとは、複数の異なる制度が混在すると、観光客だけではなく、特別徴収義務者、我々の場合は宿泊課税なので、ホテル事業者ということになりますが、その混乱を招かないように制度の面でもできる限り統一性を持たせるべきとのご意見を頂いております。

(石井座長)

ありがとうございます。具体的なお話を頂きまして参考にできればと思います。倶知安町の柳沢さん、ご意見を頂ければと思います。

(柳沢オブザーバー)

11月1日から倶知安町では宿泊課税を導入いたしました。全国で初めての定率制となっております。

法定外目的税につきましては、各自治体が持つ課税自主権に基づき、地域性等を考慮しながら作り上げていくものと思っております。倶知安町は倶知安町の観光課題を解決するための財源として、北海道でいえば北海道が抱える観光課題の解決への財源としてということになるかと思っておりますので、役割分担をきちんとしていかなければならないというところで、今まで各委員からお話が出ておりましたが、そこが重要と考えているところでございます。

(石井座長)

どうもありがとうございます。オブザーバーの方で、ご発言をご希望される方おられますでしょうか。よろしいでしょうか。

#### (4) 税額について・課税免除について

(石井座長)

議題4に入らせて頂きます。税額でございますが、これにつきましても事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

【税額について、参考資料3に基づき説明】

(石井座長)

どうもありがとうございます。ご質問ご意見等ございましたらお願いしたいと思いません。

(遠藤委員)

使い方については私もほとんど同じで、地域ごとの課題というのは北海道ではミクロなところは見えないと思いますので、1年に1回程度の北海道と地域のラウンドテーブルでも良いので、役割分担や北海道の現場が持っている課題と北海道全体の課題を平場で共有して検証を行い、1年間の税金を運用していくということがあると、非常に透明性があって良いと思います。

それからKPIです。使ったものに対して計れるものはお示しした方が、税金の透明性確保の点からも良いと思います。

税額等について、規模感としては全国の事例が参考になりますが、北海道では年間幾らぐらいを想定されていますか。

(事務局)

機械的な試算でしかございませんが、宿泊者数が約3,500万人泊ということで、単純に一律100円となりますと35億円程度。それから200円ということになりますと70億円程度となります。

また、大阪府の例である免税点を7千円と置く場合には、機械的に本道の状況に照らし合わせますと、30億円程度になると試算しているところでございます。

(遠藤委員)

あとは、既に税の導入を検討している自治体との調整をどのように行っていくかということ、この議論の中で検討することが大事だということ、徴収するのは現場だと思しますので、事務業務も含めて、シンプルにしっかり徴収できるような制度にしておくこと。

私は税額については、基本的な考え方は資料にあるものが一般的だと感じますが、むしろ実際にこれを徴収して運用していくところについて、次の懇談会で議論を行って頂けたらと思います。

(石井座長)

高い金額ではなかなか厳しいという素朴な印象はありますので、200円、感覚的にはこれくらいという印象を僕自身も思っていますけれども、税というのは、必要があって徴収するという性格のものですから、仮に7千円を免税点として30億円程度の財源で、やるべきことがやれるということ、実はそこがないと、税額200円が妥当かどうかという議論は意味を失うので、やはりそこは筋道を立てて、何にどれぐらい必要だということ、そこをきちんと詰めて、それに必要な金額としていくらなのかという議論していかなくてはならない。

他地域の事は参考にはなりませんけれども、決める論拠には全くならないので、次回以降はそういう議論をさせて頂ければと思います。

(馬場委員)

役割分担をした上で、何をどれだけということ積み上げて、そのため税額はこの程度必要という議論をしないと納得感につながらない。

(石井座長)

本来やりたいことの目的設定の中で、緊急性をもって税を入れてやる部分、どうしてもやらなくてはいけないところはここまでという議論を積み重ねていく必要があると考えておりますので、事務局の方でご検討頂いて、議論を深めるということにさせて頂ければと思います。他には如何でございましょうか。

(矢島委員)

免税点を設けた場合に、課税されないように宿泊料金を抑えて、代わりに朝食代などを上げるというケースが恐らく出てくるのですけれども、そういうことに対しては、どのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

(石井座長)

今のところは、免税点を導入している地域があるということで資料に載っていますが、北海道も導入しなくてはならないという議論をしているわけでありませぬ。むしろ導入しない方が良いという意見も当然あるのではないかと私自身も思っています。

今、矢島委員が仰ったのは、ある線を引くことで、別の問題が起こることのご指摘かと思えます。逆に言えば、むしろフラットに定額という議論、若しくは宿泊金額によって分けるというような考え方もあり、そのような選択肢を検討することも一つの方法としてあるということになるかと思えます。

(矢島委員)

分かりづらいと言うか、混乱を招くような方法は取らない方が良いのではないかと思います。

(石井座長)

課税免除は次の話になっていきますので、こちらも説明して頂いてから議論をしたいと思えます。

(事務局)

【課税免除について、参考資料4に基づき説明】

(石井座長)

税額と課税免除は、ほぼ一体の議論でございまして、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

(西海委員)

税の特別徴収義務者の問題というのは、やはり当然出てくるわけでありませぬが、人手不足の折ですので、業務をできるだけ簡単にしていくことも当然考えていかなければならないだろうと思えます。

先ほどの税の使い方のところで、北海道がしなければならないこと、地方自治体がいなければならないこと、また私たち観光事業者にしてもらいたいこと、色々あるわけですが、提出されている資料を拝見しますと、非常に幅広く、大変素晴らしいと私は捉えています。

ただ関連しますが、それでは、その予算がどこにあるのかということです。総額35億円のお話もあり、先ほどお話がありました住宅宿泊事業法の民泊の部分がそれに加算されておられるかどうかということも含めて、どれくらいの予算で、それをどう配分するのか、短期中期長期に分けてどのような計画性のもとにあるのかということは検討しなければいけないことと思っております。

私のところは、道内770組合員を擁していますが、その中で大企業、中小企業、小規模の事業者があり、仮に、私どもが特別徴収義務者を担うということになったと仮定してお話を申し上げますと、中小、小規模の事業者においては、業務の煩雑さが大変な問題点として出てくるのではないかと推測をいたしております。しかしながら観光振興のために、近い将来、或いは中期的に、宿泊も含めて観光産業の見通しが明るいとの裏付けがきちんと読めるものについては、私どもは事業者の皆さんに対しても、そのような業務の推進、これはやはり協力していかなければいけないという思いを持っております。

そういうことも含めて特別徴収義務者の役割、それに対する還元といいますか、簡単に言いますと、今回の消費税の増税のときにもレジスターを入れ替えるのに補助金もありましたが、相当の費用がかかっております。これが、また新税ということになった場合には、またソフトを改良していくことにもなり、現実的にはそのようなことに対応する必要があります。そうした中で、私どもの業界における将来性の展望、これは大変素晴らしいものがあり、このように表現されておりますけれども、併せて、現実的にそのような問題点もあるということをご認識頂ければありがたいと思います。

(石井座長)

今、お話がございましたけれども、仮に宿泊課税とすると、宿泊施設にとって徴税手続きをきちんと円滑に導入することに関して、導入の負担を軽減するとか、導入の仕組みをお手伝いすることについての他の事例や検討の状況はどうでしょうか。

今の段階で明確に決まっていない話だとは思いますが、可能性ということでもございましたら、ご発言を事務局から頂ければと思います。

(事務局)

導入時の費用に関係する話ですが、いろいろ検討できることはあると思います。先行事例では、特別徴収義務者に対する交付金として、最初の5年間で3%で、その翌年から2.5%、3%は初期投資の部分を、という考え方あるやにも聞いておりますけれども、そういった手数料で賄っているという事例がございます。

あと、実際にそこで、どのぐらいカバーできるかというところまでの検証はできていないのですけれども、いろんな考え方があるので、研究させて頂きたいと思っております。

(石井座長)

これは今の段階では、検討する余地があるかどうかというご発言を頂ければ良いことですので、当然課題になってくるかと思っております。ある程度幅があっても良いかと思いま



すけれども、対応はしていくという考え方は議論の中には必要ですので、是非そこも議論として重ねていければと思います。どうもご意見ありがとうございます。他には如何でございましょうか。

(水野委員)

私の私見ですが、宿泊とか旅行というものの根本的な性格を考えたときに、課税にとって最も大切なのは、簡潔明瞭であることと、もう一つは公平であることだと思います。

その中で、宿泊旅行の根本的な性格を考えたときには、一定金額以下の宿泊であれば、水平的な公平性が重要なのかなど。一定金額を超えるような宿泊については、垂直的な公平性と言いますか、担税力に応じた負担があっても良いのかなと感じています。

ただ宿泊課税になるかどうかというのは、先ほど宮崎委員が仰っていたご議論を聞いて、今一度立ち止まってじっくり考えることも重要なのかなと思っているわけですけど、今の時点では、そのように思っています。

税の世界でいくと、これから確定申告の時期ですけれども、人的控除と言うと扶養控除とか高齢者控除とか医療費控除とか、どちらかと言うと社会的な弱者を救済するという色彩があるものですから、その観点でいくと、低価格の宿泊でも行政サービスを楽しんでいるのかなと感じるところでございます。

(石井座長)

ありがとうございます。私も個人的な意見としては、金額で線を引いて免税というようなやり方は、あまり取るべきではないと思っております。ただ、これは皆さんのご意見の中で、どう議論を形成するかということです。

でも、結果的に7千円で線を切って半分近く減るということですから、逆に言うと、目的に照らして、そういうことに本当に意味があるのか、それで本来の目的を損ねないかというような視点も必要になってくる。事務手続きも多分大変ですよ。金額に応じて何段階も分けることも大変ですし、免税点があってそれを区分けするというのは、非常に煩雑になりますから、やはり水野委員が仰ったようなところは、非常に重要な論点になるかと思っておりますので、できるだけ簡素な形を作って、そのことが税の透明性にも繋がるのではないかと私は印象として感じました。

(西海委員)

税の透明性に併せて、税は外税というものの考え方として、消費税についても私ども団体は、外税ということを要望しているところであります。内税ということになりますと、利益が圧迫されるということもありますので、よろしく願いいたします。

(石井座長)

最初から議論としては外税ということで進んでいるはずですので、その懸念は大丈夫だと思います。やはり内税は全く別の話になりますので、議論としては、当初から外税という考え方は揺らいでないと思いますので、ご懸念ない形でよろしいと思います。

馬場委員が所用でご退席されます。どうもありがとうございました。

他には如何でございましょうか。個別の論点に関しては、私自身としては想定していた論点については、それなりに皆さんからご意見を出して頂いたかと思っておりますので、今日のご意見をもとに、次回以降さらに論点を整理して、議論を深めていくことにさせて

頂ければと思います。全体を通して改めてご意見がございましたら、お受けしたいと思いますが、如何でございましょうか。

(西海委員)

お尋ねと言いますと大変失礼ですが、共通認識を持って頂いた上での協議も大事かと思ひまして、敢えて申し上げます。

委員の皆様でホテル、旅館にお泊まりになったときに消費税を負担していることは当然ご存知だと思いますけれども、その他にも税金を負担していることをご存知のない方はいらっしゃるでしょうか。実は鉱泉といい、いわゆる地下から出るお湯を使いますと、入湯税というものがあるのは皆様ご存知かと思ひます。

今般、このような新税の議論発生の際に、消費税のアップと地域によっては入湯税がアップされている所も有ります。更に新税の課税ということになると、言うならば三重の税金が発生するという強い認識を私どもは持っています。地域によっては入湯税をダウンさせて、新税に対応している市町村もあるように伺っています。

いずれにしても、消費しようというマインドにブレーキを掛けないような方法を考えて頂きたいということが、私どもの願ひでございます。税が増えますと必ず消費にブレーキがかかってしまうのが北海道の特徴です。大都市は別として、町村における現象でありますし、特に北海道においては、冬の観光が地域の方々の利用によって成り立っているという所も相当多いわけですから、そういうことも踏まえた中でご検討を頂ければ、大変ありがたいということを申し添えます。

(石井座長)

ありがとうございます。観光振興のために使おうという税を集めてお客さんが減ったということでは、しゃれにもならないような話になりますから、タイミングも含めて、どう導入するかということは、非常に重要な論点ではないかと思ひます。

ある種の負担感というようなことも当然出てくる中で、何をどう良くしていくか、観光客にとっても受益があるんだということについてもきちんと広報して頂いて、セットで見せていただかないと、納得感が得られませんか、そこは広報について、かなり慎重に戦略を練って頂くことに繋がるかと思ひます。

この懇談会では、自由に意見を取りまとめることができると思ひますので、そういう論点も入れたもので整理をして頂ければと思ひます。他に如何でございましょうか。

(遠藤委員)

仮に導入をされるとしたら、もう少し先だと思うのですが、今の議論を踏まえると、地域で何をやるかということと、北海道で何をやるのかという役割分担の話が出ていたと思うのですが、この時間のある間に、ある程度何が必要とされているのかとか、何が課題かとか、今の観光統計調査と合わせてできるものであれば、もう少し具体的な、どこに投入すべきかという議論ができると思ひます。

もし、そういうことができるのであれば、制度設計の中で、どこに集中的に投下していくのか浮き彫りになって良いのかなという感じがしましたので、是非ご検討ください。

(石井座長)

使い方については、今までもいろいろご意見を聞いてきて頂いて、並んでいると思ひ

のですけれど、いずれにしても、この形では理解を得るのは難しい、総花すぎて難しいかと思しますので、コンパクトに重点を絞って道として何をやる、基礎自治体はこういう役割だっという交通整理が必要かと思しますので、そういう骨格を示して頂いて、必要な基礎自治体との意見交換を、全部やれと申し上げるつもりはないのですけれど、ある程度擦り合うというようなことの確認はして頂くことをお願いできれば。そんなことでよろしいでしょうか。

(遠藤委員)

はい。

(石井座長)

それは作業過程でお願いできればと思います。

大体意見を出して頂いたかと思えます。1回目としては想定した以上に論点を出して頂いたかと思えますので、導入に向けて課題を一個ずつ整理をしていかないと、方向性が見えてこないというようなことでございますので、幾つか具体的に申し上げた点もございませけれども、次回以降、さらに詰めた論点で議論をさせて頂きたいと思っております。

それでは、今日は、ここで閉じさせて頂くということで、事務局にお返しさせて頂きます。

(事務局)

石井座長、委員並びにオブザーバーの皆様、長時間のご議論、大変ありがとうございました。次回の懇談会ですが、1月24日の金曜日13時30分から、それから3回目を今のところ2月10日の月曜日10時から、それぞれ2時間程度を予定したいと思っております。改めてご案内をさせて頂きたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。それでは最後に、観光振興監の三瓶からごあいさつを申し上げます。

(三瓶観光振興監)

本日は誠にありがとうございました。今回私どもが用意してもらいました主要論点メモにつきましては、他県の状況や今まで頂戴した意見等を載せたものでありまして、ご議論される際の道の考え方として示していないので、ご苦勞をかけたと思えます。お詫びを申し上げたいと思えます。

今後、本日の意見を踏まえて、道としての役割の話が一番ありましたので、そこを着眼点において、再度資料を整理してもらいまして、次回のご議論に役立てるようになりたいと思えます。

なお、道の考え方、設計がある程度まとまった段階、時期は分かりませんが、税を導入する場合には、道民の皆様方のご意見は必ずお聞きをする、いわゆるパブリックコメントというものでお聞きし、そのご意見を踏まえて制度設計をしていくという手順は、必ずやらせて頂きたいと思えます。

本日はお忙しい中どうもありがとうございました。次回に向けて資料を調整させて頂きますので、次回以降もよろしくお願いしたいと思います。どうも本日はありがとうございました。

6 閉会

(事務局)

これをもちまして懇談会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございます。

以 上